委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
1	重要文化財旧ハンター住宅調査工事	文化スポーツ局文化財課 神戸市中央区加納町６丁目５番１号／TEL:０７８－３２２－５７９８	2026年4月1日	滋賀県彦根市鳥居本町1980-2 重要文化財旧ハンター住宅調査工事共同企業体 代表企業 株式会社西澤工務店 代表取締役 西澤正浩	414,656,000	本事業については文化庁より知識と経験を持つ上級主任が関わることを必須条件として求められている。また、上級主任を中心とした組織体制についても文化庁の了解が必要となる。文化庁が本事業への参画の可能性がある事業者として推薦した「㈱文化財保存計画協会（東京都）」「㈱文化財構造計画（大阪市）」「公益財団法人文化財建造物保存技術協会（東京都）」に事業参画を打診したが、業務多忙に加え、そもそも上級主任の人数が少なく本事業が求める体制を組めない旨の回答があった。 結果的に文化庁が認め、かつ体制を組むことができ、本事業のスケジュールに対応可能との回答があったのは1社だけであった。 つまり、文化庁の示す条件を満たす多くの委託先候補に事前に声をかけたが対応できる事業者は居なかったため、結果としての特命随意契約であり改めて見積合せや競争入札を行う必要性がないものである。本業務に対応することができると唯一回答したのが委託先（㈱西澤工務店）であり、本業務を遂行するためには、委託先と契約しなければ実施することができないため、随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
2	市民スポーツ振興事業（ヴィッセル）	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ ℡：078-322-5309	2026年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式会社 神戸市中央区海岸通1-2-31	150,000,000	下記事業を実施する予定であり、これらの事業を実施できるのは、市民球団ヴィッセル神戸の運営会社である楽天ヴィッセル神戸株式会社のみである。 ①公認指導者等の専門家を活用したサッカー教室や市民講座の実施。 ②Jリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらう機会の創出。 ③クラブに所属するプロ選手を学校に派遣し、子ども達に夢を与える事業の展開や、地域イベントへのマスコットキャラクター等の派遣を通じた地域活性化への貢献。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
3	新・神戸文化ホール整備に向けた開館準備業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-6490	2026年4月1日	公益財団法人 神戸市民文化振興財団 神戸市中央区楠町4-2-2	45,000,000	本業務は、新・神戸文化ホールの整備にあたり、より利用者の目線に立ったホールとなるよう、現・文化ホールの指定管理者の中のホール運営の実務経験の豊富な者から、現・文化ホールの使われ方や利用者からの意見・要望等を踏まえた設計等にかかる助言・提案などを求めることや、開館に向けた機運醸成のための取り組みを検討・実施することを求めるものであり、ホール運営の実務経験や、舞台芸術等に精通した専門知識が必要であり、当該事業者以外にこの業務を執行できる者がいないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
4	神戸ゆかりの美術館管理等業務委託	文化スポーツ局神戸ゆかりの美術館 神戸市東灘区向洋町中2-9-1 TEL：078-858-1520	2026年4月1日	神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体 代表団体 株式会社神戸新聞地域創造	43,093,000	神戸ゆかりの美術館は、神戸ファッション美術館のフロアーの一部を転用したため、エントランス、来館者用トイレ等を共用している。このため、光熱水費の使用料、空調や電話設備、監視システム等は同館と分離できない。 光熱水費の納付、共用設備・機械の管理補修・点検、電話保守、警備等の業務は神戸ファッション美術館と一体的に行う必要があり、またその方が効率的である。 以上の理由により、神戸ファッション美術館の指定管理者である神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体の代表団体である株式会社神戸新聞地域創造に業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
5	コベカツ移行後の持続可能な中学生大会運営体制の構築及び大会運営支援業務	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／℡：078-322-5803	2026年4月1日	公益財団法人神戸市スポーツ協会 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号	35,996,000	以下のすべてを満たして本業務を実施できるのは公益財団法人神戸市スポーツ協会のみである。 ①大会運営の主な引継ぎ先として想定される競技団体は、当該事業者の加盟団体であるため、加盟団体連絡会など日ごろから意見交換の機会を有し、密に連携をとることができる。 ②神戸市中体連主催大会と同規模の市内大会（神戸市民総合スポーツ大会）の主催実績がある。また、同大会との統合も含めて新たな体制を検討することができる。 ③義務教育期である中学生年代が対象の大会運営であり、公的機関等での実施が望ましいところ、当該事業者は市の外郭団体として公益事業を実施している。 ④神戸市中体連や競技団体含め、各種関係者とネットワークを有しており、大会運営の支援や体制構築に活かすことができる。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
6	小野浜公園球技場管理運営委託業務	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ ℡：078-322-5027	2026年4月1日	神戸市中央区御幸通四丁目2番20号 シンコースポーツ兵庫株式会社	22,836,000	本業務は専門的な知識と十分な経験が必要とされるため。令和 7 年 9 月から供用開始した小野浜公園球技場の管理委託契約において、市内球技場の運営実績がある公益財団法人神戸市スポーツ協会、シンコースポーツ兵庫株式会社、公益財団法人神戸市公園緑化協会の 3 者にて見積もり合わせを行い、シンコースポーツ兵庫株式会社が選定され、現在管理運営を行っている。供用開始にあたり、利用抽選作業やあじさいネットの導入（クレジットカード与信審査含む）、施設 HP の運営などを行っている。本期間終了後は公募の上指定管理制度を導入予定であり、委託による管理運営期間が一年間にとどまることからも、当該事業者に委託することが最も合理的かつ効率的であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
7	新・神戸文化ホール整備にかかる設計等その他関連業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-6490	2026年4月1日	有限会社空間創造研究所 東京都渋谷区南平台町2番6号南平台ヒルス	19,987,000	本業務は、雲井通5丁目地区再開発ビル内に整備される大ホール・BE KOBEスタジオその他諸室に加え、雲井通6丁目北地区に整備される中ホール等の設計資料の確認や助言依頼を委託するもので、舞台機構などの舞台技術分野の専門的知識やこれまでのホール立ち上げ時の知見が必要となり、これまでの新・神戸文化ホールの設計にかかる検討状況や経緯について理解している者が他にいないため、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
8	いぶきの森球技場一般開放及び施設管理運営業務 （ヴィッセル）	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-5309	2026年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式会社 神戸市中央区海岸通1-2-31	10,872,630	以下の理由により、本事業を実施できるのは楽天ヴィッセル神戸株式会社のみである。 ①「いぶきの森球技場」については、市民球団「ヴィッセル神戸」の練習場として利用するため、楽天ヴィッセル神戸㈱と市は賃貸借契約を締結し、同社に貸し出している。 ②球技場の一般利用はヴィッセル神戸の練習やその他の事業との利用調整が必要なことから球技場の利用状況についてリアルタイムで管理できる同社のみが、一般利用受付及び利用調整を実施できる。また、ハード面についても、同社が通常実施する管理・運営と併せて行うことで、より効率的・経済的に実施することができる。 ③このほか、同社は市民球団「ヴィッセル神戸」の運営事業者であることからチームを活用した事業の実施を決定できる唯一の団体である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
9	女子サッカー振興事業 （INAC）	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ ℡：078-322-5309	2026年4月1日	アイナックフットボールクラブ株式会社 神戸市東灘区向洋町中2-9-1	8,800,000	アイナックフットボールクラブ株式会社は、市民球団「INAC 神戸レオネッサ」の運営会社であることから、 ①WEリーグへの市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 ②WEリーグで活躍する選手が多数在籍しており、女子サッカー選手を活用したサッカークリニックや学校訪問事業により子ども達に夢を与える事業を展開できる。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
10	ラグビー振興事業（コベルコ）	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ ℡：078-322-5309	2026年4月1日	株式会社神戸製鋼所ラグビーセンター 神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4	5,000,000	下記事業を実施する予定であり、これらの事業を実施できるのは、コベルコ神戸スティーラーズの運営会社である株式会社神戸製鋼所　ラグビーセンターのみである。 ①ジャパンラグビーリーグワン「コベルコ神戸スティーラーズ」のホームゲームにおける市民向け各種観戦会や、観戦会の開催に合わせたPRを実施することによる「観る」スポーツの振興。 ②まちの賑わい創出を図ることを目的とした、駅前広場等のまちなかでのスポーツイベントの実施。 ③ジャパンラグビーリーグワン「コベルコ神戸スティーラーズ」のホームゲームでのスタジアム大型ビジョン等を活用した市政PRの実施。 ④小学生向けタグラグビー教室事業の実施。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
11	パラスポーツ体験型プログラム（パラレゾ、あすチャレ！スクール／ジュニアアカデミー）運営に係る業務	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1/tel:078-322-6449	2026年4月1日	公益財団法人　神戸市スポーツ協会/ 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号神戸商工貿易センタービル10階	4,410,934	本委託事業は、2024年５月に開催された神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会のレガシー事業として実施するものであり、神戸市立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒らに共生社会を学ぶ機会を提供することを目的としている。この目的を達成するためには、神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の開催意義と理念を深く理解し、スポーツイベントや体験プログラム開催のノウハウを持っていることが必要不可欠な要素となる。 委託先候補は、世界パラ陸上競技選手権大会において大会運営やSNS 運営サポートを担うことで、同大会の理念実現に大きく寄与しており、本委託業務のレガシー事業としての位置づけを理解した上で運営及び広報活動に携わることが可能である。また、委託先候補はこれまで神戸市内各地でスポーツイベントや体験プログラムを開催している実績があることに加え、日頃から神戸市立の学校園とのネットワークを持っており、本委託事業のよりスムーズな運営を実現することが可能となると考えられる。 以上のことから、本委託事業の目的達成のために必要不可欠な要素を兼ね備えている委託先候補事業者が最適であり、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
12	重要文化財旧ハンター住宅調査工事等指導業務	文化スポーツ局文化財課 神戸市中央区加納町６丁目５番１号／TEL:０７８－３２２－５７９８	2026年4月1日	神戸市垂水区日向１－４－１－７０９ 乙 村上 裕道	3,974,190	村上氏は、元兵庫県教育委員会文化財課に所属していた方で、その後、京都橘大学にて教鞭をとっていた有識者である。文化財建造物に精通しており、兵庫県内の洋館修理にも造詣が深い。国指定重要文化財　旧ハンター住宅の調査工事と解体工事を請け負う上級主任技術者とのカウンターパートナーとして本業務に参加し、学術的な観点から調査指導を行う専門家として選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
13	ブランチ神戸学園都市における「予約図書受取コーナー」業務委託	文化スポーツ局中央図書館 神戸市中央区楠町7-2-1／ TEL：078-371-3351	2026年4月1日	認定 NPO 法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 神戸市東灘区住吉東町5-2-2ﾋﾞｭｰﾀﾜｰ住吉館 104	3,793,048	当該団体は、ブランチ神戸学園都市において地域交流拠点を運営しており、同拠点内に設置する予約図書受取コーナーの効率的、安定的な運営を期待できる唯一の団体であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
14	生涯スポーツ振興業務	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-5819	2026年4月1日	神戸市中央区浜辺通5-1-14 公益財団法人　神戸市スポーツ協会	3,600,000	本業務は、市と密接な連携関係と信頼関係の中で長年実施してきた業務であり、特定の技術及び知見を有する者と契約しなければ、事業の円滑な遂行を達成できず、競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
15	惣山暫定少年グラウンド管理運営業務	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／TEL：078-322-5819	2026年4月1日	神戸市兵庫区新開地1－3－24 神戸電鉄グループ共同事業体(代表者　神戸電鉄株式会社)	3,522,860	本業務は性質や目的が競争入札に適さないため。委託候補の業者は本市所管の野球場や体育施設の管理実績を有しており、グラウンドの維持管理や利用調整等の業務について豊富なノウハウと経験があり確実な履行を期待できる。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
16	バスケットボール振興事業（ストークス）	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-5309	2026年4月1日	株式会社ストークス 神戸市中央区新港町2-1	3,000,000	株式会社ストークスは「神戸ストークス」の運営会社であり、Bリーグ所属のプロバスケットボール選手を活用した効果的な事業の実施、広報等が可能な唯一の事業者であり、事業目的であるバスケットボール、及びスポーツ振興を果たせるのは同社のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
17	「KOBE まちなかパフォーマンス」事務局運営業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-5165	2026年4月8日	公益財団法人 神戸市民文化振興財団 神戸市中央区楠町4-2-2	13,947,096	以下の理由により、本事業を実施できるのは公益財団法人神戸市民文化振興財団（以下「財団」）以外に適切な事業者はないため。 ① 市民文化の振興を担う公益財団法人であり、また、本市文化施設の指定管理者であることから、文化振興事業の主催や施設運営を通じて培ってきた実演芸術への深い知見と専門的ネットワークを有する。アーティストの生の声を受けて、本制度を含めた様々な事業にその知見を活かすことができる。 ②本制度はアーティストの自主性を高め、アーティストや施設管理者と信頼関係を構築していくことが重要であり、当制度を市と両輪で立ち上げてきた財団は制度運用に足る十分な関係性を構築できている。また、新規会場の調整において、円滑な運用のための利用条件設定や問題点の洗い出しにこれまで蓄積した知見が不可欠である。 ③本制度の公式ホームページやアーティストが公認会場を予約する際に利用する専用システムを構築しており、現時点でアーティストが円滑にパフォーマンスを行える環境を整えられている。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
18	アートパフォーマンス等による三宮プラッツの賑わい創出事業	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-5165	2026年4月8日	株式会社トーハク 大阪府大阪市港区福崎3-1-201	9,548,825	本事業は適切な空間活用・運用やにぎわい創出、つながりを生むイベント実施等、高い企画力・運営力が必要なことから、開始時に公募型プロポーザルを実施している。 （株）トーハクは「三宮プラッツ活用事業者募集にかかる公募型プロポーザル」において、三宮プラッツ活用事業者選定委員会により、三宮プラッツの企画・経営・運営体制等に相応しいと判断、選定された事業者であり、その活用期間は最長5年（令和9年3月31日）までとなっている。現段階では事業を必要十分に実施しているため、引き続き委託を行う。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
19	神戸「本」の文化振興プロジェクト公式Instagram運営委託業務	文化スポーツ局中央図書館 神戸市中央区楠町7-2-1／ TEL：078-371-3351	2026年4月8日	一般社団法人　taru 神戸市中央区中山手通4丁目16-14-2F	4,972,000	本業務は SNS の運用に精通し、効果的な情報発信を行うためのノウハウを有する事業者でなければ契約の目的を達成できず、一般競争入札には適さないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
20	特別展「神戸百華―コレクションが開く神戸の魅力」運営及び観覧料の徴収業務	文化スポーツ局博物館学芸課 神戸市中央区京町24／ TEL：078-391-0035	2026年4月25日	株式会社フィールズ 大阪府大阪市福島区福島3丁目7-39-611	2,836,482	本事業者は、昨年度より神戸市立博物館インフォメーション業務（常設）を受託しており、本業務を委託することで、常設・特別展運営スタッフ間の連携によるスムーズかつ適切な運営が見込まれる。また、本業務に類する業務経験も豊富であり、神戸市内においては小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館 、神戸ファッション美術館 での業務実績もある。以上のことから、以上のことから、本事業者を委託先候補に選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
21	ARアプリ「西播磨の山城へGO」制作業務	文化スポーツ局文化財課 神戸市中央区加納町６丁目５番１号／TEL:０７８－３２２－５７９８	2026年5月11日	大阪市中央区瓦町１丁目６番１０号　JPビル3F ユーザックシステム株式会社 代表取締役 小ノ島　尚博	6,732,000	AR アプリ「西播磨の山城へGO」はユーザックシステム株式会社が開発したアプリであり、多数の固定したユーザーを抱えている。新規にアプリを開発するよりもこのアプリに参加するほうが費用がより安価であり、すぐに固定ユーザーを取り込むことができ、周知する上でも効果的である。また、ユーザックシステム株式会社以外の業者が開発した場合「西播磨の山城へGO」のシステムの中で責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・修理など対応が困難になり、業務の遂行が達成できない。以上の理由により同社が本事業を実施できる唯一の契約相手である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
22	和太鼓等を活用したイベント企画・運営業務	文化スポーツ局文化交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-6490	2026年5月4日	株式会社ワンウッド 神戸市垂水区名谷町2035番6号803	3,260,000	本業務は、市で活躍する学生団体やアマチュア団体による太鼓演奏会や、こどもやシニア世代を対象とした和太鼓を使用したイベントの企画・運営を求めるものであり、多くの参加者を募り、多数の知識を有する講師や専門の道具が必要となる。プロやアマチュア団体とのつながりを持ち、会場であるフィッシュダンス音楽練習場の管理運営を行っているため、運営者としてのノウハウを活かした効果的なイベント運営が可能なのは、本事業者しかいないため、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
23	ポートアイランドスポーツセンター南側可動屋根改修業務	文化スポーツ局スポーツ交流課 神戸市中央区加納町6-5-1／ TEL：078-322-5027	2026年6月16日	千葉県船橋市山野町27 株式会社横河ブリッジ	62,370,000	本業務において、当該施設の可動屋根を導入した業者はなくなっており、全国に可動屋根を修理できるメーカーは2社しかない状況である。うち1社からは他社製品の対応は不可と言われており、対応が可能な横河ブリッジを選定する必要があるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
24	神戸ゆかりの美術館シャッター更新工事業務委託	文化スポーツ局神戸ゆかりの美術館 神戸市東灘区向洋町中2-9-1 TEL：078-858-1520	2026年8月1日	株式会社アサヒファシリティズ　神戸支店	4,546,152	神戸ゆかりの美術館は、神戸ファッション美術館のフロアーの一部を転用したため、エントランス、来館者用トイレ等を共用している。このため、光熱水費の使用料、空調や電話設備、監視システム等は同館と分離できない。 　光熱水費の納付、共用設備・機械の管理補修・点検、電話保守、警備等の業務は神戸ファッション美術館と一体的に行う必要があり、またその方が効率的である。 以上の理由により、神戸ファッション美術館の指定管理者である神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体の代表団体である株式会社神戸新聞地域創造に業務を委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
25	神戸ゆかりの美術館床材取替業務委託	文化スポーツ局神戸ゆかりの美術館 神戸市東灘区向洋町中2-9-1 ℡：078-858-1520	2026年9月15日	株式会社リキョー	48,950,000	(1)2026年6月末に展示室内の床タイル部分に割れと段差が発見された。調査の結果、 ①床面の広範囲にわたって床タイルの浮きが発生している、 ②応急復旧工事を施工しても耐久性はなく、抜本的な改修工事を行わなければ割れと段差が発生し、来館者が転倒する等の事故が発生する可　能性が高い、 ③建物の安全性の確保の観点から緊急に床タイルの全面貼り替えが必要である、 ことが判明した。 (2)本工事は当館及び神戸ファッション美術館の同時かつ長期休館中（2026年12月～2027年2月）に施　工する必要がある。 ※本工事は騒音振動を伴う工事であることから、隣接する神戸ファッション美術館の長期休館中に施工する必要がある。 (3)工期から逆算すると、遅くとも2027年1月上旬には　タイルの納品が必要であり、9月上旬には受託者と契約し、タイルを発注する必要である。 ※神戸ファッション美術館、神戸ゆかりの美術館ともに3月初旬からの展覧会準備・開会が予定されており、休館の延長はできない。 （4）本件工事に至急着手し、工期(2027年2月28日)内に完了できるのは、現地の調査を受託して、現地　の課題を熟知しており、かつ美術館ならではのセキュリティ・防塵の要求水準等等を満たすことができるのは、㈱リキョーのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
26	2026年度 祇園遺跡（都市局）埋蔵文化財発掘調査業務に係る委託契約（変更）	文化スポーツ局文化財課 神戸市中央区加納町６丁目５番１号／TEL:０７８－３２２－５７９８	2026年9月16日	神戸市西区上新地３丁目３番１号 安西工業株式会社 代表取締役 清水　章弘	125,464,658	契約先候補は、当委託業務を受注している。発掘調査は、重機を使用して土砂の掘削等があり、現場の安全管理を委託業務に含んでいる。今回発生する掘削土の場外搬出などの追加業務については現地の作業状況を熟知している必要がある。 以上の点から、掘削土の搬出入、仮置きについても現場の安全管理、作業管理の都合上、安西工業株式会社以外が実施することはできない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

自治令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約の結果の公表について

No.	区分	案件名称（品名）	数量	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
1	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課住之江公民館 神戸市東灘区住吉宮町2－2－3／℡:078-822-1300	2026年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	4,172,549	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
2	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課葺合公民館 神戸市中央区真砂通2丁目1-1/℡078-232-4026	2026年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	3,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
3	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局総務課清風公民館 神戸市中央区楠町8-10-3／℡:078-371-3319	2026年4月1日	公益社団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	3,967,450	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
4	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局スポーツ企画課長田公民館 神戸市長田区四番町4-51／℡:078-575-1374	2026年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	4,900,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
5	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局総務課東垂水公民館 神戸市垂水区東垂水1丁目1-1/℡078-753-5025	2026年4月1日	公益社団法人　兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	2,954,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
6	当初	労働者派遣個別契約	1式	文化スポーツ局総務課玉津南公民館 神戸市西区玉津町上池314／℡:078-914-4300	2026年4月1日	公益財団法人 兵庫県シルバー人材センター協会 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号	2,323,175	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当